平成２１年（フ）第１５２号
茨城県高萩市有明町１丁目84番地警察官舎104
債務者　豊嶋麻智子（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２３５号
茨城県つくば市土田９番地12
債務者　久松　留美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４９号
茨城県かすみがうら市西成井1968番地22
債務者　村上　譲司
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１００８号
千葉県船橋市習志野５丁目７番１―404号
債務者　小田川和子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１３号
千葉市緑区おゆみ野南１丁目18番地３　アネックスウィン205号
債務者　廣田寿美子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１９号
千葉県市川市入船５番15―201号ガーデンタウンクリスタル
債務者　佐原　正人
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０号
富山県射水市中太閤山５丁目40番地
債務者　西田遵之介
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１８６号
富山県氷見市北大町５番33号
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１４号
富山県高岡市東保新157番地
債務者　三上　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１９号
富山県高岡市福岡町福岡新413番地３　西干場団地15号棟58号室
債務者　關　　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１９３５号
名古屋市南区松池町２丁目44番地の８
債務者　萬谷　　麗
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４８号
名古屋市昭和区車田町２丁目39番地
債務者　清水　静代
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２７号
京都府城陽市富野乾垣内31番地の10　有馬荘202号
債務者　霜野　周二
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
京都市西京区川島粟田町35番地　グレイシィ桂306
債務者　原　　智美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３７号
京都府宇治市伊勢田町遊田11番地の９
債務者　福徳　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４９号
京都府城陽市寺田深谷３番地の２
債務者　池田　耕一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３７号
京都市山科区音羽前田町45番地２　グリーンハイツ406
債務者　山口　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７６号
京都市南区東九条南河辺町61番地２　コーポ十条308
債務者　中村　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係